

生産性向上設備投資に係る税制措置について

税理士法人アフタクス（商工研相談業務委嘱先）公認会計士・税理士

金子尚貴



Q 平成二十六年年度税制改正における設備投資に関連した税制措置を教えてください。

A 生産性向上設備投資促進税制が新設され、平成二十六年一月二十

十日（産業競争力強化法施行日）以後に取得等した一定の減価償却資産について、特別償却（即時償却）または税額控除を選択できます。また、従前の中小企業投資促進税制についても上乗せ措置が適用されます。

1. 生産性向上設備投資促進税制の概要

生産性向上設備投資促進税制は、(A)先端設備、(B)生産ラインやオペレーションの改善に資する設備——の二つの類型に大別されます。いずれも、平成二十六年一月二十日から二十九年三

図表① 生産性向上設備投資促進税制の概要

		H26.1.20～28.3.31	H28.4.1～29.3.31
機械装置など	選択適用	即時償却 5%税額控除	50%特別償却 4%税額控除
建物、構築物	選択適用	即時償却 3%税額控除	25%特別償却 2%税額控除

月三十一日までに取得して、事業の用に供した場合に適用され、次項で述べる要件を満たせば、平成二十六年一月二十日から二十八年三月三十一日までに取得等されたものについては即時償却と税額控除の選択適用、二十八年四月一日から二十九年三月三十一日までに取得等されたものについては、特別償却と税額控除の選択適用となります（図表①）。また、税額控除を選択した場合の税額控除限度額は当期の法人税額の二〇%と

図表② 生産性向上設備投資促進税制の要件等

	(A) 先端設備	(B) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
設備要件	機械装置および一定の資産のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバーおよびソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る） ①最新モデル ②生産性向上（年平均1%以上） ③最低取得価額以上	機械装置・工具・器具備品・建物・建物附属設備・構築物・ソフトウェアのうち、下記要件を全て満たすもの ①投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上） ②最低取得価額以上
確認者	工業会等	経済産業局

2. 生産性向上設備投資促進税制の要件等
類型ごとの設備要件・確認者は図表②のとおりです。

(A) 先端設備

対象には中古設備は含まれず、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等、生産等に関連のないものも対象外とされます。図表②の三つの設備要件のうち①、②を満たしていることについては、工業会が確認します。

① 最新モデル要件

各メーカーにおける製品の最新モデルをいいます。機械装置は十年以内、工具は四年以内、器具備品は六年以内、建物および建物附属設備は十四年以内、ソフトウェアは五年以内に販売が開始されたモデルのうち、最新のもの、または販売開始年度が取得等をする年度および前年度であるかにより判断します。

② 生産性向上要件

ソフトウェアについては、この要件は適用されません。生産性指標は「単位時間あたりの生産量」「精度」「エネルギー効率」などで、各工業会が性能評価指標として妥当かを判断し、その指標が年平均一%以上向上しているかどうかにより判断します。比較対象は、設備メーカ

図表③ 具体的な対象設備と最低取得価額 (A) 先端設備

	対象設備	最低取得価額
機械装置	全て	単品160万円
工具	ロール	
器具備品	①試験または測定機器 ②陳列棚および陳列ケースのうち、冷凍機付または冷蔵機付のもの ③冷房用または暖房用機器 ④電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器 ⑤氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー（電気式のものを除く） ⑥サーバー用の電子計算機（記憶装置にサーバー用OSが書き込まれたものなど）（中小企業者等が取得等をするものに限る）	単品120万円（単品30万円かつ合計120万円を含む）
建物	断熱材および断熱窓	単品120万円
建物附属設備	①電気設備（照明設備を含み、蓄電池電源設備を除く） ②冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ③昇降機設備 ④アーケードまたは日よけ設備（ブラインドに限る） ⑤日射調整フィルム	単品120万円（単品60万円かつ合計120万円を含む）
ソフトウェア	設備の稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するもの（中小企業者等が取得等をするものに限る）	単品70万円（単品30万円かつ合計70万円を含む）

①の最新モデルの一世代前のモデルとなり、他メーカーの同種設備や従来使用していた設備との比較は行いません。

③ 最低取得価額以上要件
図表③のとおり、取得等した設備の価額により判断します。

(B) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
設備要件は図表②のとおりで、(A)と同様、中古設備は含まれず、

寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等、生産等に関連のないものも対象外とされます。図表②の二つの設備要件のうち①について、投資目的に必要不可欠な設備であること、投資利益率要件を満たしていることを経済産業局が確認します。

① 投資計画における投資利益率要件
事業者が策定した投資計画で年平均の投資利益率が一五%以上

図表④ 具体的な対象設備と最低取得価額 (B) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

	対象設備	最低取得価額
機械装置	全て	単品160万円
工具および器具備品		単品120万円（単品30万円かつ合計120万円を含む）
建物および構築物		単品120万円
建物附属設備		単品120万円（単品60万円かつ合計120万円を含む）
ソフトウェア		単品70万円（単品30万円かつ合計70万円を含む）

上（中小企業者等は五%以上）となることが見込まれること、対象となる設備が必要不可欠であることについて経済産業局に確認を受けたものであることが要件となります。年平均の投資利益率は「(営業利益÷設備投資額) × 100」の増加額により求めます。

② 最低取得価額以上要件
図表④のとおり、取得等した設備の価額で判断します。

3. 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

産業競争力強化法の制定に伴

図表⑤ 中小企業投資促進税制の上乗せ措置

資本金	改正前	改正後	
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 ※船舶については75%	選択適用	即時償却 7%税額控除
3,000万円以下 (特定中小企業者等)	選択適用	30%特別償却 7%税額控除	選択適用 即時償却 10%税額控除

い中小企業投資促進税制の適用期限が延長されました。

平成二十六年一月二十日
平成二十九年三月三十一日まで
の期間に中小企業者等が取得等した特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、図表⑤のとおり、即時償却または税額控除の選択適用が上乗せして可能となります。

なお、税額控除を選択した場合の税額控除限度額は、当期の法人税額の二〇%となります。

(注) 中小企業者等とは資本金の額が一億円以下の法人で、資本金の額が一億円を超える法人による支配関係がないものをいう。